

第九十号議案

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の一部を変更する規約

右の議案を提出する。

令和六年十一月二十二日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の一部を変更する規約

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の一部を次のように変更する。

第1条中「港区」の次に「、文京区」を加える。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

（説明）

文京区が児童相談所設置区として措置費共同経理課に加わることに伴い、児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約を変更する必要があるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の七第三項において準用する同法第二百五十二條の二の二第三項の規定に基づき、本案を提出いたします。